

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 (第13回)
2	日時	平成22年7月27日(火) 午後6時30分から午後10時まで
3	会場	教育委員会やぐら下庁舎 第1会議室
4	出席者	生田淳一委員、石坂陽子委員、井出操委員、大塚貢委員、荻原寿恵委員 木口博文委員、小林正幸委員、塩澤好太郎委員、田口一朗委員、立堀欣司委員 田中明委員、中澤信敏委員、橋詰真由美委員、原有紀委員、増沢延男委員 丸山かず子委員、宮尾秀子委員、宮島国彦委員、宮田保委員、山野井智子委員 【欠席委員】佐藤恵子委員、竹内充委員、土屋猶子委員、森田小百合委員、 若林利治委員
5	アドバイザー	
6	市側出席者	小宮山まちづくり協働課長、井沢地域協働担当係長、増澤主事
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者 0人	記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成22年7月28日

協議事項等

1	開 会 (小宮山まちづくり協働課長)
2	あいさつ ・木口博文会長 皆さん、こんばんは。まず、お詫びを申し上げたい。全体会が残り3回というなかで、日程調整がうまくいかず、皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、お詫びしたいと思います。今日を含め、あと3回で、最終報告をまとめていきたい。もうひとふん張り、最後まで頑張ってもらいたい。忌憚のないご意見・議論を期待している。 - 司会 (木口博文会長) -
3	最終報告(案)について 議論のたたき台としての素案を、事務局が説明 (1)住民投票 【主な質疑】 (事務局) 議論に入る前に、基礎データについて説明します。日本国籍をもつ18歳以上の上田市人口が、132,464人。そのうち、18~19歳の人口は、3,039人です。18歳以上の外国人登録者数は、3,531人で、そのうち、18~19歳は、83人。20歳以上の外国人登録者数は、3,456人です。6月30日現在の人口です。住民投票が実施されることになれば、選挙に係る事務作業は、選挙管理委員会に委任することが想定され、新たな仕組みを構築する必要も生じてきます。また、18歳以上とした場合は、名簿の調整作業をする必要があります。財政面も、考慮する必要があります。 (委員) 素案によると、中間報告では18歳以上としていた選挙権を20歳以上にし、外国人の選挙権については、中間報告同様、国に準じた形ということになっている。また、最終的に「選挙権者」という表記になる可能性もある。そうなると、選挙権は自動的に国に準じた形になる。 (委員) 第1分科会で投票権を持つ者を18歳以上にした理由は、若い世代、未来の上田のまちづくりを担っていく世代に、早いうちからまちづくりに関心をもってもらい、参加してもらいたいという思いをこめたからだ。18~19歳の人口が多い・少ないではなく、意識改革のためという意図があ

る。

- (委員) 18歳だと、納税する人も出てくる。外国人もそうだ。上田市に納税をしている人を、上田市のまちづくりから排除してもいいの、という意見が、タウンミーティングでも出た。また、上田は、外国人が多いまちで、上田市を愛している外国人もたくさんいるから、外国人の投票権を取り入れるべきだという意見も出た。ただし、条文にあるよう、細則については、個別条例で規定してもいいのではないか。
- (委員) タウンミーティングでの説明のしかたは、地方自治法の直接請求権に則って、規定したと言ってきた。18歳にした根拠は何かと多くの質問を受けた。その中で、外国人を除いた、18歳以上とするのは、説明がつかないと思いはじめた。やはり、18歳にする根拠、外国人を除く根拠ということは、きちんと説明しなければならない。それに対して、「選挙権者」という表現は、理由付けが簡単で、使い勝手がいい。
- (事務局) 外国人登録がされている登録原票は、他の目的で使用することは出来ません。住民投票が実施される場合、外国人が自ら登録していただかないといけません。その時、どれくらいの方に登録していただけるかということも問題となります。
- (委員) 今回、盛り込んでおかないと、今後、盛り込まれないと思う。もしもの時に、あの時作っておけば良かったと思わないために、今、盛り込んでおく必要がある。
- (委員) 常設型の住民投票を設置しておかなければ、市民の意見が反映しにくい。
- (委員) 国の中で議論が進んでいない。
- (委員) 自治基本条例は、今、我々検討委が作っているわけだが、実際使っていくのは、次の世代、その次の世代。その時に、できるだけ若い人たちにもまちづくりに参加してもらいたいという意図がある。それから、無いよりもあったほうが良いと言ったが、そういう議論はしてこなかったはずだ。絶対あったほうが良いから、盛り込むことにした。タウンミーティングでは、なぜ18歳なのかという質問はあったが、18歳はダメだという意見はなかった。若い人のまちづくりへの参加を促すという説明で納得してもらえた。18歳にこだわりたいし、住民投票にもこだわりたい。それが上田の条例のカラーになると思う。「選挙権者」が無難というのは、消極的過ぎる。外国人については、国の方針に準じる。それでいいのではないか。
- (委員) 国の動向に合わせるかどうかよりも、現実的にできるかどうかの方が問題。外国人を含めて住民投票を行うのは、現実的にかなり困難。もちろん必要なことだとは思いますが、現実的には無理か。
- (委員) 外国人は住居を特定できない方もいる。登録地として、上田を選ぶが、その後、どこに住んでいるのか、追跡するのはかなり難しい。国の制度、法律が変わらなければ、無理なのではないか。
- (委員) 外国人を含む必要があるのか。派遣社員として、各地を転々としているような人が多いのではないか。上田市のまちづくりに必要なのか。
- (委員) そういう方もいると思うが、長く住んで納税している方もいる。そこに住んでいる人は市民だから、大事にする必要がある。また、そういう人たちの力を借りながらまちづくりをする必要も出てくると思う。18歳以上も、児童福祉法では大人として扱っている。18歳以上でいいのではないか。せっかく漫画を作って子どもたちに自治基本条例のことを周知しているのだから、今後も啓発を続けていけば、18歳を含んでもいいのでは。
- (委員) 18歳は頼りないが、頼りないなりに、まちづくりにも参加している。上田駅をきれいにした。だから、18歳以上の活動を認めるうえでも、含んだほうが良い。
- (委員) 条文を文字通り読むと、外国人を排除していない。
- (委員) そうです。ただ、20歳以上の「選挙権者」とすると、含まれない。
- (委員) 今現在、外国籍の人は、肉体労働や工場等で働く人が多いと思うが、今後、看護師や医師、技術者や芸術家などがどんどん入ってくる時代が来ると思う。そういう人が、上田市は外国籍の人に住民投票を認めていない、しかし、例えば、隣の町では認めている。そうしたとき、有能な外国人が上田市に来ないというケースも考えられる。この条例は、将来に影響を与えるものだから、それを考慮して考える必要がある。ただ、そうは言っても、現実的に出来るか出来ないかという議論をしたとき、出来ないと思いますので、今、早急に入れる必要は無いと思う。しかし、例えば、「選

挙権者」という表記にすれば、公職選挙法が改正され、外国人の投票権が認められれば、この条例も自動的に認めることになる。ここで規定せず、国に準じる形になる。それが妥当か。ただ、上田市のとしての意志がなくなり、面白みが無くなるというのも事実。

(委員)法律でも18歳はある程度認められている。上田市としては、先進的に18歳以上に投票権を認めたい。それでいいのではないか。

(委員)国民投票法で18歳以上を謳っているから、これを根拠にすればいい。

(司会)住民投票については、国民投票法に基づき「市内に住所を有する18歳以上の者」としますが、よろしいでしょうか。

休憩

(2) 地域コミュニティ

【主な質疑】

(事務局)「地域コミュニティ」については、タウンミーティングで、一番意見が出されたところです。特に、まちづくりの主要な担い手である、自治会については、様々な意見をいただきました。それに応える必要があるというのが、多くの委員の皆さんの意見であります。さて、今回の素案ですが、地域コミュニティの重要性は、今後、今以上に増してくることから、新たに章立てしました。ただし、支援のあり方の見直しも必要であることは確かです。今後、市政運営を市民協働で行う場合、市民自ら市民の活動をチェックし、市からの補助金・交付金のあり方を見直しする場がでてくると思います。

(委員)「個々の活動に応じて、適正に支援します」。誰が「適正に支援」することを決定するのか。

(委員)これは、「委員の考え方」にあるが、必ずしも財政だけの支援ではない。人的支援であったり、ノウハウだったり。

(委員)地域内分権が進めば、地域格差が出てくる。地域間で勝ち負けが出てくる。

(委員)今後、厳しい財政状況の中で、皆でできることは皆です、それが自治基本条例に謳われていること。

(委員)市の支援は、定められたルールによって、様々なコミュニティに分配される。その支援をいかに使うかは、知恵を使って工夫をする地域と、従来どおりの地域と様々だと思う。また、それぞれの地域には、例えば水害対策が必要な地域、鳥獣対策が必要な地域等、課題も様々。それぞれが抱える課題を、互いに認め合う必要が出てくる。これまで行政が行ってきたことを、市民がやらなければならない。そうした時に、リーダーが必要になってくる。そのリーダーをどう育てるかということも必要だ。そうしないと、地域間の格差はどんどん広がる一方だ。

(委員)その話は、なるようにしかならないと思う。その地域にリーダーになる人がいれば、地域は活性化するし、いなければだめになっていく。それはしょうがない。必要に応じて、適正に支援するのであって、必要であることを訴えなければ、黙っていても支援は受けられない。コミュニティの自主性、自立性を尊重して、そこに住む人が、このまちをどうにかしたい、となってきたときに、それに対して、適正に支援するというのが、この条文だと思う。だから、ここに関して、これ以上議論する必要は無いと思う。

(委員)今回の修正で、地域内分権についてかなり盛り込んだ。タウンミーティングでも意見が出たところ。自治会に対して、過剰な支援をしてはだめだ。(財政運営)地域内分権を推進するため、・・・と書いてある。この文言は必要ないと思う。しつこく「地域内分権」を盛り込まなくてもいいのではないか。

(事務局)「目的」の中に、「地域内分権」を盛り込むことで、個別の章立てが必要になり、それを裏付けるための条文が必要になります。自治会組織は、自分たちが住んでいるまちの問題である限り、いやでもそれをしなくてはいけないという、滅私奉公的な活動をしてきました。上田市の自治会組織には、自治の根本原理である自助と共助・公助が機能しているわけです。それは全世界共通です。行政の仕事の隠れた部分を自治会が担っているのも事実です

(委員)「自治会組織」という文言が、新たに書き加えられたが、それはどうか。

(委員)これは適切だと思う。

(委員)「4章地域コミュニティ」(2)は、自治会組織のことしか書かれていない。

(委員)いいと思うが。逆に、これ以上は、書き加えられない。

(委員)「地域コミュニティへの参加」には、参加する目的を書き加えるべきだ。

(委員)この条例の目的自体、「住民主権による自治の推進」が謳われているわけだから、個別に入れる必要は無いと思う。自治会に対する内容はよく書き込まれている。その一方で、テーマコミュニティの位置づけが不十分。地域コミュニティにおいて、自治会の存在が重要ということは、謳いこめた。やはり、今後のまちづくりを進めるうえで、テーマコミュニティも位置づける必要があると思う。自治会が、活動をやめたら、地域自治が成立しなくなる。自治会の力が落ちたとき、機能しなくなったとき、テーマコミュニティとの結びつきが必要となると思う。それが地域コミュニティを設定した理由だと思う。自治会の重要性を謳うと同時に、テーマコミュニティの重要性も謳う必要がある。「地域コミュニティの主な構成団体である自治会組織...」とあるが、地域コミュニティは自治会だけなのか。それから「地縁的な相互扶助の精神に基づき形成された自治会組織」とあるが、地縁的な組織は、自治会だけかという疑問がある。例えば、氏神を祭る小さな地縁的な組織。

(事務局)ここでは自治会組織が地縁組織だということが明確に位置づけられていますし、そうすることが重要だと考えられます。

(委員)自治会は、上田市の自治の基盤になっている。

(委員)これからの上田市の自治の担い手として、今までどおり自治会が大事なのもわかる。しかし、タウンミーティングで我々が繰り返し説明してきたように、これからは自治会と市民活動団体とが結びついて、まちづくりを担っていかなければならない場面が必ず出てくると思う。市民活動団体の位置づけをもう少し明確にしたほうが良い。

(委員)市の補助金や交付金に頼って活動しているようではダメだ。自立するために支援してくれ、というのではなく、自立するようにそれぞれの自治会、市民活動団体が頑張るような文言が必要。そうした意識を高く持った団体の活動を制限しないようにすべき。市が支援することはあくまでついでであり、自主・自立することが大事だ、ということ盛り込むべき。

(委員)支援は、金だけではなく、人だったり、知恵だったり。市民は、様々な支援を市から引っ張り出さなければならない。それがわかる内容にしないといけない。

(委員)これまでの議論を考えると、「中間報告」で明記した「地縁コミュニティ」という言葉は、自治会組織という言葉が盛り込まれたことで、もう必要ないのではないか。同様に、「テーマコミュニティ」も、公益性の高い市民活動団体とすれば、不必要ではないか。

(委員)「委員の考え方」自体、変えないといけない。

(委員)「地域コミュニティの主な構成団体である自治会組織」という表現だと、地域コミュニティ＝自治会組織と捉えられる。我々も様々な市民活動をしているが、そうした団体をまったく無視することになりかねない。

(事務局)自治会組織を「地域コミュニティの主な構成団体」としたのは、100%近い方が、自治会組織に加入しているからです。それほどの加入率の高い市民活動団体はありません。その意味で、やはり自治会組織は、上田市のまちづくりの主要な担い手であることは間違いありません。その自治会組織を尊重するのは、当然のことです。

(委員)この条例全体を見たら、自治会組織だけ取り上げられていて、おかしいかもしれませんが、それが上田らしさだ。

(委員)タウンミーティングでは、自治会について盛り込んでほしいという意見が多かった。それは、自治会がこれまで担ってきた地域の自治活動とその役割を評価してほしいということ。「市民は、...自治会組織の役割を理解し、その活動を尊重するよう努める」「市民は...自らの意思によって、積極的に参加するとともに、これを守り、育てるよう努めます」というのは、タウンミーティングで出た意見に応えられる回答だと思う。

(委員)現実的に、自治会が行政からそっぽを向けば、市政は機能しなくなる。他のコミュニティが同

じことをしても、市政に影響が少ないのではないか。それほど自治会の存在は大きいということ。そのことをよく理解しなければならない。自治会長の中にも、自治会は行政の最前線だと思っている人がいるわけ。そういう気持ちを持って、活動している自治会もあるわけだから、条文でこれだけ表現されていてもいい。

(委員)自治会がそっぽを向いたら市政が立ち行かなくなる状況が、異常ではないか。それは自治基本条例の精神とは相容れないものだ。現実には、そうかもしれないが、しかし、そうした関係性を追認、強化していくのは、いかがなものか。

(委員)地域分権ということからすると、互いに助け合って自治を進めることは、いいことではないか。

(委員)現状の行政と自治会の関係を明記する、というのは、おかしいと思う。現状を踏まえたとえで、今後の自治をどう進めていくのか、それを示さなければならない。さきほどから言っている、テーマコミュニティを地域づくりにどう巻き込んでいくか。それが重要だと思うが。

(委員)それは第1分科会で十分議論をした。

(委員)それならば、その意見を反映した条文にしなければならない。この素案では、そのことが抜け落ちている。

(委員)それをすると、話が元に戻る。タウンミーティングで出された意見は、地域コミュニティのなかで、自治会の存在を相対的に高めてくれということ。素案ではそれができている。テーマコミュニティの存在を高めたら、もっと自治会について強調する必要が出てくる。

(委員)この素案で十分表現できていると思う。

(委員)現状は、自治会が無ければ、自治は進まない。そのことを理解しなければいけない。ただ、もう一步進めて、今の自治会、自治会長が、今後の住民自治をどう進めていくかまで議論を深めていかないと、自治基本条例を生かすことは出来ない。

(事務局)「4 地域コミュニティへの参加と支援」の(1)「地域コミュニティへの参加」を、「自治会組織への参加」に変更すると、より良いのではないのでしょうか。

(委員)地域コミュニティにおける自治会の比重が大きくなりすぎる。自治会は、地域コミュニティから抜き出して、個別に章立てしたほうがよい。

(委員)このままでいいと思うが。

(委員)「4章 地域コミュニティ」の(2)で、自治会だけ取り出していることがどうしても気になる。市民活動団体の記述がどうしてないのか。

(委員)(3)として、テーマコミュニティの役割等を盛り込んでどうか。条文を読めば、テーマコミュニティを無視しているわけではなく、その活動に対して適正に支援すると明記してある。ただ、自治会は別格として扱っている、ということ。

(事務局)本日の議論を踏まえ、「地域コミュニティ」の「定義」に基づき、「4章地域コミュニティ」「6章 4地域コミュニティへの参加と支援」の内容を修正し、次回までにお示ししたいと思います。

4 今後の予定

全体会

:平成22年8月5日 午後1時から 中央公民館 大会議室

:平成22年8月11日 午後1時から 市民会館 2階会議室

市長への最終報告提出

:平成22年8月20日 午前10時 南庁舎5階会議室

5 閉 会